議員提出議案第13号

西東京市マスコットキャラクター「いこいーな」等の使用に関する決議 上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成30年9月19日

提出者 西東京市議会議員 稲 垣 裕 二 賛成者 西東京市議会議員 保 谷 なおみ 西東京市議会議員 佐 藤 公 男 西東京市議会議員 坂井 かずひこ 西東京市議会議員 酒井 ごう一郎 西東京市議会議員 浅 野 髙 司 西東京市議会議員 遠 藤 源太郎 西東京市議会議員 小 林 たつや 西東京市議会議員 田中 のりあき 西東京市議会議員 浜中 のりかた 西東京市議会議員 大 林 光 昭 西東京市議会議員 藤 田 美智子 西東京市議会議員 田 代 伸 之

西東京市マスコットキャラクター「いこいーな」等の使用に関する決議

そもそも「いこいーな」は、西東京市誕生10周年を記念し、市民に愛されるキャラクターとして、多くの子供たちにより選ばれ決定したものである。

その後西東京市、著作権者においては、市民とともに「いこいーな」のイメージを こんにち 今日まで守り育ててきた。

使用に関する要綱において、本件商標を使用しようとする者は、あらかじめ申請を 行わなければならないとされており、使用許諾なく不特定多数の衆目にさらされるな ど断じて許されるものではない。

ましてや、要綱にも記載されているように、特定の政党を支援し、若しくは公認しているような、あるいは政治的な主張に賛同しているかのような誤解を市民等に与えることなどあってはならないこと、許されないことである。

我々は、決して「いこいーな」に涙させることなく、子供たちの夢を壊すことなく、 いつまでも愛されるキャラクターとして、今後もしっかり守り育てていかなければな らない。

よって、西東京市議会として、法や要綱の遵守はもちろんのこと、西東京市のキャラクター「いこいーな」「めぐみちゃん」「しーた・のーや」などに対し、何人も政治活動に利用しないこと、決してイメージを損なわないこと。

以上、決議する。

平成 年 月 日

西東京市議会